

# 2 期生 教育班 後期中間発表

2018 年 10 月 26 日

市川・大八木・児島・白川・埴

## 目次

- ① テーマの選定理由
- ② 里親制度とは (1) 概要
- ③ 里親制度とは (2) 支援体制
- ④ 里親政策 政府の取り組み
- ⑤ 自治体の取り組み～川崎市～
- ⑥ NPO 法人キアアセット
- ⑦ 今後の活動
- ⑧ 参考文献

## ① テーマの選定理由

テーマ：里親委託率を上昇させるには

日本は欧米主要国と比較して、親と暮らせない子どもたちは施設養護の割合が高く、養育里親委託率が低いのが現状である。制度が異なるため、単純な比較はできないが、諸外国と比べるとアメリカやイギリスは 70%を超え、他の先進国も 50%近い数値となっているのに対して、日本は 2016 年の時点で 18.3%と極めて低く、施設養護への委託率が高い現状にある。日本はこの問題について国連から是正勧告を受けており改善しなければならない社会問題となっている。これらの現状から、私たちは日本の里親委託率を上昇させるにはどのような施策を講ずるべきか、政策が成功している自治体や、提携している NPO などの里親支援機関を調査し、解決策を研究していく。

## 研究対象

研究する自治体は近年なって里親委託率が大きく上昇した実績のある、さいたま市、川崎市、福岡市を考えている。また、里親支援機関としては川崎市と提携している特定非営利活動法人キアアセットを主な研究対象とする。

## ② 里親制度とは (1) 概要

### ○里親制度とは

さまざまな事情で家族と暮らせない 18 歳未満の子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って「実の親の代わり」に養育する制度。

さまざまな事情とは…？

父母の虐待、父母の養育拒否、父母の入院や精神障害、父母の死亡や行方不明など虐待、経済的理由、親がいないなどの理由で親と暮らせない子どもたちは約 4 万 5000 人

### ○里親制度の概要

里親制度は、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、  
・平成 14 年度に親族里親、専門里親を創設  
・平成 20 年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分  
・平成 21 年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化  
・平成 29 年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務

（平成 30 年 10 月 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 資料集）

### ○里親と養子縁組の違い

#### ・戸籍の表記

養子縁組は、子どもを引き取った時に養子と養親の戸籍が同じになる。つまり、娘または息子と言うことになる。

里親制度の場合は、引き取る子どもの戸籍は実の親の戸籍に入ったままになり、里子の名字は実親と同じまま。

#### ・手当や養育費

養子縁組の場合、戸籍も同一になっていて我が子として育てている為、手当や養育費はもらえない。

里親制度の場合は、児童養護施設の代わりに家庭で子どもを育てることから、国からの手当や養育費が月々支給される。他にも医療費や交通費などの免除もあり、手厚い支援がある。

### ○里親の要件

都道府県によって里親になる人の年齢が 25 歳以上でなければいけないところもあるが、特に年齢制限を設けていないところもある。

・里親の要件

1. 心身共に健全である
2. 児童の養育への理解・熱意や子どもに対する豊かな愛情がある
3. 経済的に問題がない
4. 子どもの養育に関して虐待問題がない
5. 「児童福祉法」及び「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」

の規定により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

○里親の種類

**【養育里親】**

養育里親とは、保護者がいない子どもや保護者の病気・経済的に困難で子どもと育てることが困難・不適切と判断された児童を迎え入れる里親のことを言う。

保護者が子どもを育てることが可能になる時まで養育する。場合によっては子どもが社会人になるまで生活を共にし、養育することもある。

**【養子里親】**

養子里親とは、養子縁組を望んでおり後々は養子を迎え入れることを前提として養育する里親のこと言います。

**【専門里親】**

専門里親とは、子どもが今までに虐待を受けて、心に大きな傷を負った子どもや非行などの問題を起す子ども・身体障害・精神障害・知的障害がある子どもを受け入れる里親のことを言う。

**【親族里親】**

親族里親とは、里親になる人と里子になる子どもが三親等以内の親族で、子どもの両親や保護者が死亡・行方不明などにより子どもを養育できない場合に、その子どもを受け入れる里親のことを言う。

**【週末里親】**

週末里親とは、一時的に子どもを預かる里親のこと。週末や夏休み・お正月などに、保護者がいない子どもを迎え入れる。

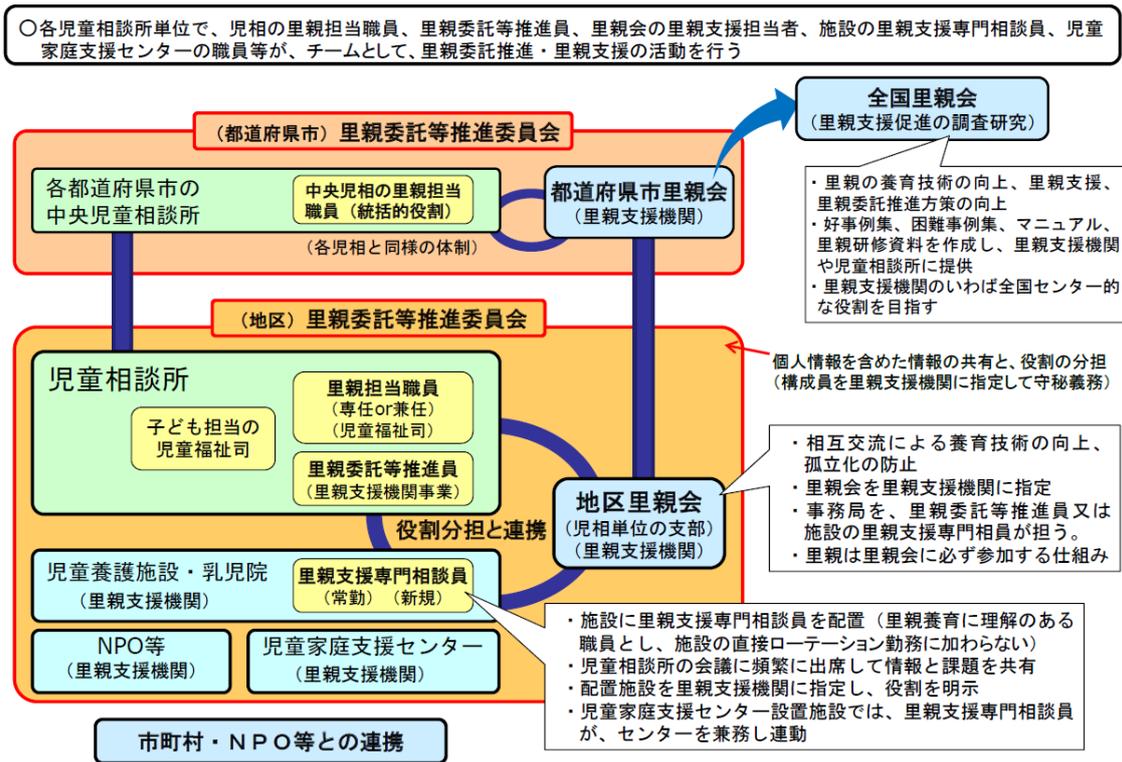
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/02.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html) 厚生労働省ホームページ

<http://www.satooya-joho.com/page01.html> 里親ナビ

<http://k-pedia.com/archives/2433> 子育てペディア

### ③ 里親制度 (2) 支援体制

○里親支援の体制



2

厚生労働省 (2018年10月22日アクセス)

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/yougo\\_genjou\\_14.pdf#search=%27%E9%87%8C%E8%A6%AA%E6%94%AF%E6%8F%B4%E4%BD%93%E5%88%B6%27](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_14.pdf#search=%27%E9%87%8C%E8%A6%AA%E6%94%AF%E6%8F%B4%E4%BD%93%E5%88%B6%27)

○里親になるまで

- ①相談：児童相談所や支援機関に相談し、説明を受ける。
- ②研修・家庭訪問：研修は数日間で、里親制度や子どもの権利擁護について学び、乳幼児などで実習も行う。
- ③登録：都道府県の審査を経て、里親登録となる。
- ④子どもとの出会い：子どもの紹介を受けて面会し、外出や数日間の宿泊などで交流する。
- ⑤里親委託：子どもとの生活が始まる。

#### ○里親が受けられる支援（愛知県）

- ・愛知県での里親支援の制度は、「養育相談」、「レスパイトケア」、「里親サロン」、「里親ヘルパー」の大きく4つが挙げられる。
- ・「レスパイトケア」とは、里親の方が外出などで子どもの養育ができないときや、養育に疲れ休息が必要な時など、子どもを施設や他の里親の方に一時的に預かってもらう制度のこと。年間7泊まで利用可能。
- ・「里親サロン」とは、毎月各児童相談センターが里親の方が集う場を開催している。経験豊富なサロンコーディネーターが参加し、里親の方同士をつなぐ役割を果たしており、また里親の方の意見を聞きながら研修会の企画を立てている。里親ヘルパーによる託児もあり、小さい子どもを育てている里親の方も、他の里親の方とゆっくり話ができる。
- ・「里親ヘルパー」とは、各児童相談センターに、里親ヘルパーとして登録された里親養育援助者がいる。多くの子どものをお願いしている場合や、里親の方の体調不良時など、どうしても必要な時には、子育てや家事の手伝いを要請できる。

#### ○里親手当

養育にかかる費用は、子どもの年齢に応じて、生活費、教育費、医療費などが公費で支給される。なお、養育里親・専門里親については里親手当も支給される。また、子どもの家庭状況によっては所得税法上の扶養控除が受けられる場合がある。

#### 国からの手当

- ・里親手当  
養育里親：72,000/月（2人目以降36,000円加算）  
専門里親：123,000/月（2人目以降87,000円加算）
- ・一般生活費（食費、被服費等）  
乳児：54,980/月、乳児以外：47,680/月
- ・その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職・大学進学等支度費、医療費等）

#### 自治体からの年齢別助成金（川崎市）

- ・生活費：30,000/月
- ・期末一時金：250/年
- ・採暖費（11～3月）：700/月
- ・入学支度金：4,000円
- ・教育費：500/月（小学生）  
833/月（中学生）
- ・見学旅行費差額分新規委託児童学用品費：10,000円
- ・障害児手当：15,000/月

- ・ 高学年児特別夜食費：1,200/月（中学生）
- ・ クラブ活動費：700/月（中学生）

## ④ 里親政策 政府の取り組み

### 国連からの勧告

日本は2010年に「国連子どもの権利委員会」から公式な報告書内で勧告を受けている。国連で想起された国際条約に「子どもの権利条約」があり日本も1994年に批准している。「子どもの権利条約」にはすべての子どもたちは家庭環境を得られるべきである旨が明記されている。また、ユニセフが示すガイドラインや国連の「児童の代替的養護に関する指針」のなかにも再三にわたって

「児童たちは原則、家庭環境が与えられること」

「施設養護は段階的に廃止、脱施設化を進めていくこと」

「施設への入所は、必要に応じたごく限られたケースのみとすること」

が述べられているが、この3つが現在の日本で守られているとは言えないのが現状である。そして日本は2010年に「国連子どもの権利委員会」から公式な報告書内で勧告を受けている。

この報告書によると、日本は里親措置や特別養子縁組の取組みが著しく遅れていることを筆頭として、児童の権利を十分に担保するための政策が行われていないと指摘されているわけである。こうした国際社会からの要請に眼をつむり、日本政府は今に至るまで家庭養護を無視してきたと批判されている。

### 政府の里親政策

では、日本政府はどのような里親政策を進めているのか

厚生労働省は2017年に「新しい社会的養育ビジョン」をまとめ、虐待など親元で暮らせない未就学児を里親の元で育てる割合を7年以内に75%に引き上げる計画の策定を、都道府県に求めることを決めた。しかし、関係団体が実現のハードルが高いなどと反発し、結果的に2018年1月には新たな数値目標の達成を、実際に里親政策に取り組む都道府県には求めない方向で検討に入った。里親委託率は2016年度末で18.3%にとどまっております。政令指定都市別でみると、新潟市が51.1%に対し、堺市が8.3%など取り組みの地域差が大きい。このため、全国児童相談所長会や全国児童養護施設協議会などが

「目標値が高すぎて現場が混乱する」などと反発。都道府県の実施計画の見直し方法を議論する厚労省の有識者委員会でも、「地域の実情に対応できる仕組みが必要」「目標値ありきで実態を無視して一方的に里親委託を進めてはならない」などと慎重論が相次いだ。国の目標としては維持する方針だが、**実質的に形骸化**している。

## 参考文献

[毎日新聞](#) 10/14 アクセス

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf> 10/14 アクセス

[里親政策の新目標、都道府県に達成求めず 厚労省が検討:朝日新聞デジタル](#) 10/14 アクセス

[実は国連から「子どもの人権侵害」への懸念で勧告を受けている日本 | HuffPost Japan](#) 10/14 アクセス

## ⑤ 自治体の取り組み～川崎市～

### ・制度内容

([川崎市：里親制度](#) 2018年10月8日アクセス)

里親制度とは、親の離婚、病気、虐待等、さまざまな事情により家庭で生活することができない子どもを、その子どもにとって必要な期間、家庭に迎え入れて育てていただく制度である。

- ・ 委託の決定は個人の依頼に基づくものではなく、児童相談所が行う
- ・ 児童相談所や関係機関が、定期的に養育状況の確認を行う
- ・ 養育に係る費用は行政が支給します。

里親制度は、児童福祉法に基づく子どものための公的な制度である。

### 養育里親

#### 専門里親

#### 縁組里親

#### 親族里親

#### ふるさと里親

児童養護施設等に入所している子どもを、夏冬休み等に数日間家庭で養育する里親（川崎市独自の制度）

- ・ 家庭の雰囲気を経験することで将来の家庭に対するイメージを作ることが目的に正月や夏休みの間の数日間養育する

- 原則、年間10日までの受入れ
- 受入れに係る経費の支給
- 対象者：おおむね25歳以上、66歳未満の方

## 里親になるには？

まずは児童相談所に相談し、制度についての説明を受けたのち、以下の手続きをとる。

1. 申請
2. 登録前研修の受講と児童養護施設等での実習
3. 児童相談所による家庭訪問調査
4. 児童福祉審議会による審査
5. 川崎市長が認定、登録

※申請時期等によって前後することがある

## ・川崎市における里親支援機関事業

([川崎市の里親会【川崎市あゆみの会】](#) 2018年10月12日アクセス)

- ✓ **こども家庭センター（中央児童相談所） / 中部児童相談所 / 北部児童相談所**
  - ・里親担当職員
  - ・児童福祉司
  - ・児童心理司
- ✓ **NPO 法人キーアセット〈里親支援機関〉**
  - ・里親委託等推進委員
  - 〈主な支援活動〉リクルート、里親希望者の面接、研修全般、委託後のフォロー
- ✓ **児童養護施設・乳児院〈里親支援機関〉**
  - ・里親支援専門相談員
  - （川崎愛児園／新日本学園／白山愛児園／児童養護施設すまいる／しゃんぐりらベビーホーム／至誠館さくら乳児院）
  - 〈主な支援活動〉所属施設の入所児童の里親委託の推進、退所児童のアフターケアとしての里親支援、所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援
- ✓ **川崎市あゆみの会〈里親支援機関〉**
  - ・同じ里親同士、児童の養育で困ったときや悩んだときに気軽に相談ができる。里親会主催の里親研修や里親サロン、交流研修旅行を運営し、会報誌や理事会だよりなどを作成し、いつでも相互に援助できるよう会員のつながりを大切に活動している。

## ・里親制度説明会～里親さんちのあったか食堂へようこそ～

([川崎市：里親制度説明会～里親さんちのあったか食堂へようこそ～](#)2018年10月10日アクセス)

厚生労働省では毎月10月を「里親月間」と位置づけ、里親制度やファミリーホームを推進するための集中的な広報啓発を実施している。

川崎市では、今年は拡大版の里親制度説明会「里親さんちのあったか食堂へようこそ」を開催する。具体的には、里親制度の説明と、里親家庭での「食」をテーマにした体験発表を行う。里親になりたいと考えている方はもちろんのこと、里親とはどういうものか、どのような暮らしをしているのか興味のある方にもぜひ訪れてほしい。

### イベント内容

#### ➤ その①

児童養護施設の職員から、施設の役割や社会的養護を経験する子どもたちについてお話していただきます。

#### ➤ その②

子どもたちのために活躍する川崎市の養育里親さんから寄せられた、「食」という場面を通して感じられる想いや、子どもたちの想いを写真付きでご紹介します。

#### ➤ その③

現在養育里親として活躍してくださっている方から、日々の生活の様子や「食」にまつわる子どもとのエピソードをたっぷり紹介していただきます。

### 開催概要

#### ➤ 日時

平成30年10月20日(土) 午後2時から4時まで

#### ➤ 場所

児童養護施設 川崎愛児園 (〒216-0035 川崎市宮前区馬絹 1-24-5)

#### ➤ 定員

50名

#### ➤ 保育

先着5名(1歳～就学前、要予約)

### 問合せ・申込先

申込は、9月18日(火)午前9時から、電話またはFAXでNPO法人キアセット(川崎市里親支援事業受託機関)まで。

### 主催・協力

主催 NPO 法人キアアセット（川崎市里親支援事業受託機関）

協力 川崎市里親会（あゆみの会）

川崎市養育里親の皆様

## ・第一回 里親サロン×薫る玉を作る会

（[里親会 川崎市あゆみの会の活動](#) 2018年10月12日アクセス）

日時：7月30日（月）10：00～12：00

場所：総合福祉施設しゃんぐりら会議室

参加費：無料

事前申込：不要

～サロン報告～

「7月30日、薫る玉との合同サロンを開催しました。当日は7名の参加。薫る玉の作り方を教わりながら近況を報告しあいました。」

## ・川崎市里親制度 求められる継続的支援（2016年5月20日号）

（[川崎市里親制度 求められる継続的支援 「質」の向上が鍵 | 高津区 | タウンニュース](#)  
2018年10月10日アクセス）

様々な事情で保護者と生活できない子どものための「里親制度」について、川崎市の「里親」への委託率は21%（2016年1月1日現在）であることが、本紙の調べでわかった。全国平均を上回る数字だが、市と里親支援のNPO法人によると、里親の「質」の

施設等種別	措置児童数
児童養護施設 (地域小規模児童養護施設28人を含む)	239
児童自立支援施設	4
情緒障害児短期治療施設	5
乳児院	49
ファミリーホーム	13
里親	65
計	375

里親委託率=21%(2016年1月1日現在)  
※里親委託率=(里親+ファミリーホーム)÷(児童養護施設+乳児院+里親+ファミリーホーム)

向上に向けて、継続的な里親支援が不可欠だという。

里親委託率は、養護が必要な子どものうち、里親やファミリーホームの下で暮らす子どもの割合を示す。

川崎市の12歳以下の人口はおよそ16万人で、施設や里親の下で養護を受ける児童数は

計375人（16年1月1日現在）。そのうち里親委託児童が65人で、ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）へ委託されている児童が13人。里親委託率は21%となっている。全国平均の16・48%（15年3月末現在）と比べると高い数値を示している。

川崎市は里親委託率の現況に対し、「委託率向上を目指して今後も取り組んでいく必要がある」として、15年3月に、児童の社会的養護を推進するための基本方針を策定。今後15年で、社会的養護が必要な子どもの3分の1（約33%）を里親・ファミリーホームで支援する方針を示している。

だが、里親に登録しても養育に結びつかない現状もある。その原因として、里親の高齢化や、虐待を受けた過去や障害を持つ子どもとのマッチングがうまくいかない——などが挙げられる。市は「子どもが安心できる家庭環境で過ごせるように、里親とは継続的に面談してマッチングを図っている」という。

また、川崎市内で里親支援を行っているNPO法人「キアセット」の担当者は、「数字だけでなく質の向上も大切」と話す。里親は、子どもが持つ実の親への思いや生い立ちを受け止めていく必要があるという。同法人は里親同士で悩みを共有するサロンの開催、定期的な家庭訪問などを実施し、サポート体制を整えている。「どの子どもも家庭で育つことが求められている。里親には入口から出口まで一貫した支援を行っていきたい」と話している。

## ・川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針

（[川崎市：「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」を策定しました！](#) 2018年10月12日アクセス）

### 1) 社会的養護の推進に向けた基本的な方向性

《総論》 地域における「社会的養護」の意識の醸成

＜地域全体で子どもと子育てを支える意識を醸成＞⇒＜地域における「社会的養護」の醸成＞

《各論》

#### （1）虐待防止と子どもの自立支援の充実

①虐待防止：第三者委員等苦情等を伝える仕組みの周知

②子どもの自立支援の充実：自立前の長期的な支援と自立後のきめ細かいフォロー

## (2) 家庭に近い養育環境（施設における家庭的養護）の推進と専門的支援の充実

- ①既存児童養護施設の改築：「小規模グループケア」への対応
- ②児童養護施設等の適切な運営：複雑・多様化した背景に沿った専門的な支援の充実
- ③グループホームの適切な運営：施設と里親の中間形態としての運営手法あり方の検討
- ④心理的ケア等を必要とする子どもへの専門的支援の充実

## (3) 里親制度（家庭養護）の推進

- ①里親制度の拡充に向けた広報・啓発等の推進：里親制度の理解・登録増加に向けた取組
- ②里親への支援体制の強化：諸制度の運用・里親支援に向けた関係機関等の取組
- ③里親への委託拡充の推進：未委託里親に対する委託の拡充

### 参考文献

- ・ (川崎市：里親制度 2018年10月8日アクセス)
- ・ (川崎市の里親会【川崎市あゆみの会】 2018年10月12日アクセス)
- ・ (川崎市：里親制度説明会～里親さんちのあったか食堂へようこそ～2018年10月10日アクセス)
- ・ (里親会 川崎市あゆみの会の活動 2018年10月12日アクセス)
- ・ (川崎市里親制度 求められる継続的支援 「質」の向上が鍵 | 高津区 | タウンニュース 2018年10月10日アクセス)
- ・ (川崎市：「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」を策定しました！ 2018年10月12日アクセス)

## ⑥ NPO 法人キーアセット



コアアセットグループの詳細です！ →

<https://www.coreassets.com/>

### 事業概要

英国に拠点を持ち、民間による養育里親事業を始め、子供のためのソーシャルケアに関わる様々な事業とその分野に携わる専門機関へのコンサルタント事業やトレーニング事業を展開しているコアアセットグループの一つ。

## 主な活動内容

### ① リクルートとアセスメント

地域のニーズに応じて、キアセットは養育里親のリクルート活動を行っている。ターゲットグループを絞った広報啓発や、メディアの活用、リーフレットの配布、DVDの作成などによる宣伝活動が特徴。リクルートに続く透明性の高いアセスメントは、キアセットが里親家庭をどのように評価しているのかということ、児童相談所だけでなく里親家庭も理解することができる。この透明性は、里親家庭と児童相談所の間という難しい立場にあっても、里親との信頼関係を築く助けとなっている。

### ② 理解を深めるトレーニング（ワークショップ）

キアセットでは、研修を“学び”としてだけでなくアセスメントの機会としている。研修のプログラムは、キアセット独自の『養育への旅』というテキストを基にしており、他の事務所で研修を行う時にも使う共通のテキスト。

具体的には、ワークショップのなかで参加者（里親候補者）が必ず意見を述べるようにデザインされているため、その里親候補者が養育に対してどのような考えをもっているのかを理解することができる。また、他の里親候補者の意見に耳を傾ける様子や、里親候補者自身が相手の意見をどの程度受け入れられるのかといった柔軟性もワークショップの中で確認することができるようになっている。また、トレーナー（キアセット）が里親候補者に養育者としてどのようなことを期待しているのかを発信する機会ともなるため、一方的なアセスメントとならず、相互理解の重要な機会にもなっている。

### ③ 訪問支援

里親家庭への訪問支援は、受託している事業内容、児童相談所からの依頼、または里親家庭からの相談により実施している。

家庭訪問は、状況が許す限り“問題”やネガティブな情報を探したり報告させたりすることを目的とせず、職員は可能な限り、前回の訪問から里親家庭において子どもがどのようにポジティブな変化を見せるようになったのか、その変化を里親家庭の強みがどのように引き出したのかといった情報を得るよう努めている。

## 養育里親になるためには...

里親になるために資格は必要なく、里親として登録する前にワークショップや実際に乳児院や児童養護施設における実習をしたうえでキアセットの職員による家庭訪問によって里親にとって適正かどうか判断したうえで、児童福祉審議会で最終的な判断が下されて

里親として登録される。

## 事業受託実績

2010年5月	大阪府東大阪市に事務所を開所
12月	特定非営利活動法人として登録
2012年3月	東京都立川市、川崎市こども家庭センター内に事務所を開所
4月	東京都、川崎市、大阪府で里親支援機関事業受託（継続中）
2013年4月	堺市里親支援機関事業受託
2015年4月	はぐくみホームによる地域子育て支援システム構築事業受託（*1）
2016年6月	大阪府はぐくみホームによる養育促進事業受託（*2）
2016年8月	福岡市乳幼児里親リクルート事業受託（*3）
2018年4月	埼玉県里親フォスタリング事業受託（*4）
2018年7月	千葉市里親制度推進事業受託

**\*1** 地域の子育て当事者であるはぐくみホーム（養育里親家庭）をリクルートして、組織的な活用により地域の子育て支援のあたらしい資源として機能するようシステムを構築することで、質の高い家庭養護を促進する事業

**\*2** キーアセットが、大阪府そして日本財団と協定を結び、実践者として新規里親のリクルートから児童委託後まで一貫して支援する体制を構築する事業

**\*3** 乳幼児の緊急な一時保護委託そして一定期間の養育が可能な養育里親家庭のリクルートを行い、福岡市の養育里親の更なる充実をはかる事業

**\*4** 埼玉県から事業を受託し、2018年度は越谷児童相談所管内における養育里親制度の

促進と充実を図ることを目的としてスタート

## 血統主義と出生地主義

**血統主義**（けつとうしゅぎ）とは、出生時の国籍取得について、親の国籍を継承する方式である。このうち、父親が自国民である場合のみ子に自国国籍を付与する方式を父系優先血統主義と、父親または母親のいずれか一方が自国民であれば子に自国国籍を付与する方式を父母両系血統主義という。現在日本やドイツなどで採用されている。1804年のフランス民法典を起源とする。一般的には、大航海時代以前から国家が形成されていた国での採用が多い。

対立する概念として**出生地主義**（しゅっしょうちしゅぎ）がある。これは親がどこの国の国民であろうと、自国で生まれた子は自国民とするもので、アメリカ合衆国などがこれにあたる。一般的には大航海時代以後に移民により国家が形成された国での採用が多い。

日本では国籍法で、父親か母親が日本国民なら子も日本国民とすると規定されている。従来は父系からの取得しか認められなかった（父親が日本国民である・そう証明出来る場合のみ、子も日本国民）が、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に日本政府が署名したことにより、1985年の国籍法改正において、父親か母親のいずれか一方が日本国民であれば、子は日本国民とすることとなった。これを父母両系血統主義と呼ぶ。例外的に、“日本で生まれ、父母がともに不明のとき、又は無国籍のとき”日本国籍を取得する原因となる、として出生地主義が用いられる。

### 父母両系血統主義の国

日本、アイスランド、イスラエル、イタリア、エチオピア、エルサルバドル、オーストリア、オランダ、ガーナ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、スロバキア、タイ、中国、韓国、デンマーク、トルコ、ナイジェリア、ノルウェー、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、チェコ、ブルガリア、ポーランド、ルーマニア、など

### 父系優先血統主義の国

アラブ首長国連邦、アルジェリア、イラク、イラン、インドネシア、エジプト、オマーン、クウェート、サウジアラビア、シリア、スーダン、スリランカ、セネガル、マダガスカル、モロッコ、レバノン など

### 両系血統主義だが、条件付きで出生地主義を採用している国

イギリス、オーストラリア、オランダ、ドイツ、フランス、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ など

**韓国**：1960年代以降里親制度に関する法案の作成、法改正が度々行われてきた。

→詳細は[韓国](#)の家庭委託保護制度（里親制度）概要 [Korean Foster Care System Outline](#)

香港：出生地主義→血統主義（2010年代に変更。父母両系か父系優先かは不明）

参考文献

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%A1%80%E7%B5%B1%E4%B8%BB%E7%BE%A9>

10/25

<http://www.keyassetsnpo.jp/> 10/25

<http://www.keyassetsnpo.jp/partners/#history> 10/25

[韓国の家庭委託保護制度（里親制度）概要 Korean Foster Care System Outline](#)

11/1

## ⑦今後の説明

終着点は「里親委託率を上昇させるために有効な自治体の取り組みを調査し、各自治体への提言」に持っていきたいと考えている。最終発表までに文献調査などを行い、また自治体（川崎市やさいたま市）やNPO法人キーアセットへの現地調査へも行く予定である。